

今回のポイント 個人型DC制度の愛称は「iDeCo (イデコ)」

確定拠出年金（以下、DC）普及・推進協議会で公募されていました個人型確定拠出年金制度の愛称が、9月16日に「iDeCo（イデコ）」に決まりました。英語表記のIndividual Defined Contribution pension planの一部から構成されています。「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴をとらえています。厚生労働省では、5.1億円を補正予算で組んでおり、iDeCoの普及促進に取り組みます。

個人型DC（確定拠出年金）により資産形成に向けた自助努力を支援 改正DC法施行により加入対象者が大幅に拡大することの周知・広報と普及促進を図る

- 改正DC法は、2016年5月24日に成立、6月3日に公布されています（裏面参照）。今改正において最も注目すべき点は、2017年1月より個人型DC制度が「基本的に全国民が加入対象者」になるということです。このため、DC制度の認知を高め、その仕組みや特性等が広く、正確に理解される必要があります。厚生労働省では「確定拠出年金普及・推進協議会」を立ち上げ、各種協会団体の参加の下、金融機関が連携した広報啓発および事務改善の推進を図っています。この一環で、個人型DC制度の愛称が公募され、9月16日に「iDeCo」に決定したことが発表されました。
- また、「平成28年度厚生労働省第二次補正予算案の概要」（8月24日に公表）によりますと、個人型確定拠出年金の普及促進のため、5.1億円が計上されています。これにより、愛称である「iDeCo」を用いたパンフレットや冊子を広範囲に配布したり、職員によるセミナー等を実施したり、テレビや雑誌等の広告、ネットを通じた広報・告知活動が一層活発化することが見込まれます。単純比較はできませんが、金融庁が2016年に導入されたジュニアNISAの周知・広報のため、2015年度税制改正で計上した「ジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着」に向けた周知・広報活動（HP作成、シンポジウムの開催、パンフレット作成等）の予算が年間で2,500万円であったことを比較すると、力の入った予算配分であると言えるのではないのでしょうか。

個人型DCの加入対象者と年間拠出限度額

被保険者	個人型DCの加入対象	年間拠出上限額（月額）	対象者 （平成27年3月末時点）
第1号保険者（自営業者等）	既対象者	81.6万円（6.8万円）	1,742万人
第2号保険者（会社員） （加入企業年金なし）	既対象者	27.6万円（2.3万円）	1,948万人
第2号保険者（会社員） （加入企業年金は企業型DCのみ）	①法改正で加入可能 （規約に定めることが条件）	24万円（2万円）	505万人
第2号保険者（会社員）（加入企業年金は確定拠出年金基金、厚生年金基金）	①法改正で加入可能	14.4万円（1.2万円）	1,145万人
第2号保険者（公務員等）	②法改正で加入可能	14.4万円（1.2万円）	441万人
第3号保険者（専業主婦等）	③法改正で加入可能	27.6万円（2.3万円）	932万人

（出所）厚生労働省資料等を基に三井住友アセットマネジメント作成

DCは既に600万人超、資産残高10兆円を超える規模

税制面での優遇が大きく、老後に向けた資産形成のためには積極的に活用を

- DC制度は2001年に導入され、15年を経て加入者数600万人、資産残高10兆円を超える規模になってきています。積立てた資金が所得税控除の対象となり、運用期間中の運用益についても約20%の課税が免除されるなど、税優遇が大きいのが特徴です。対象者が全国民に広がることで、愛称と共に、老後の生活を守るためには自助努力が大切という意識が広まることが期待されます。

ここも
チェック!

2016年 5月24日 「DC法改正で、加入対象者が大幅拡大」
2016年 3月10日 「大好評の『ビギナーズパック』」

NISAと比較して、税制優遇の多いDC

	DC	NISA
1. 資金拠出時	掛金は全額所得控除となり、所得税・住民税が軽減	税制上の優遇処置はなし (購入限度額は年間120万円)
2. 運用時	課税なし(*) (*) 積立金に対する特別法人税(年1.173%)の課税は、 2017年3月31日まで課税凍結中	商品を購入した年を含め5年間は配当・売却益が 非課税(5年経過後は20.315%(注))
3. 資金の受け取り時	・一時金として受け取る場合: 退職所得控除が適用。 ・年金として受け取る場合: 雑所得として課税 (公的年金等控除が適用)	同上

(注) 復興特別所得税を含む税率(2037年まで)。作成基準時点の情報をもとに作成しています。税法が改正された場合、変更される場合があります。

(出所) 各種資料等を基に三井住友アセットマネジメント作成

確定拠出年金法等の一部改正概要

1. 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2. ライフコースの多様化への対応

- ① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。
(※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。)
- ② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3. DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4. その他の措置

企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

(施行期日)

- ・ 平成29年1月1日：上記2①、4（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 公布の日から2年以内で政令で定める日：上記1①②、2②、3

(注) DC: 確定拠出年金、DB: 確定給付企業年金（出所）厚生労働省資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

ここも
チェック!

2016年 5月24日 「DC法改正で、加入対象者が大幅拡大」
2016年 3月10日 「大好評の『ビギナーズパック』」

2/2

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。